要求水準書　新旧対照表

項	項目番号等	修　正　後	修　正　前
１１	１　要件 (1)　基本要件 ア　基本施設 告別・収骨室	４室以上	４室
１１	１　要件 (1)　基本要件 ア　基本施設 駐車場	※　将来的に大型バスが利用する可能性もある。（マイクロバス６台のうち３台程度を想定している。）	※　将来的に大型バスが利用する可能性もある。
１９	１　要件 (4)　建築施設整備要件 オ　施設概要 (ｴ)　管理部門	【諸室構成】・・・、電気室、、自家発電機室（屋内設置の場合）、空調機械室、・・・	【諸室構成】・・・、電気室、、自家発電機室、空調機械室、・・・
２２	１　要件 (4)　建築施設整備要件 オ　施設概要 (ｴ)　待合部門　(a)	1 室 35 名程度の収容が可能な部屋を 6 室設けること。	室 35 名程度の収容が可能な部屋を 6 室以上設けること。
２６	１　要件 (4)　建築設備要件 イ　電気設備 (ｵ)　受変電設備 a	屋内に受変電設備を設置し、受電、変電を行うこと。屋外型とする場合は、運用・維持管理の面から問題がないことを示すこと。	屋内に受変電設備を設置し、受電、変電を行うこと。
２６	１　要件 (4)　建築設備要件 イ　電気設備	(ｺ)　情報表示（設備時計）設備	(ｺ)　情報表示（　時計）設備
２７	１　要件 (4)　建築設備要件 イ　電気設備 (ｼ)　誘導支援設備 a	便房使用時に　異常があった場合に、扉の外から確認のできる表示灯と音等により、事務室へ知らせることのできる呼出ボタン等の設備を設置すること。	バリアフリー便所に異常があった場合に、扉の外から確認のできる表示灯と音等により、事務室へ知らせることのできる呼出ボタン等の設備を設置すること。

項	項目番号等	修　正　後	修　正　前
４９	３　造成業務 (6)　完成時の業務 ア　完成検査および完成確認 (ｲ)　組合の完成確認等	b　新火葬場建設にあたり影響が出る範囲および施工ヤードとしての使用する範囲については外構時の施工とすることができる。ただし、造成工事着手前にその旨について、組合の了承を得ること。	≪追加≫
４９	３　造成業務 (6)　完成時の業務 イ　完成図書の提出	事業者は、組合による完成確認に必要な次の完成図書を提出すること。なお、これらの図書は本施設内に保管すること。電子媒体のデータ形式については、組合と協議し決定することとし、図面データについては原則 PDF ファイルに加え DXF ファイルおよび JWW ファイルによる提出とする。	事業者は、組合による完成確認に必要な次の完成図書を提出すること。なお、これらの図書は本施設内に保管すること。
５１	４　設計業務 (7)　業務の報告および設計図書等の提出	事業者は、設計計画書に基づき定期的に組合に対して設計業務の進捗状況の説明および報告を行うとともに、基本設計および実施設計の終了時に、次に示す設計図書等を組合に提出して承諾を得ること。提出する設計図書等は、最終的に事業契約書で定める。なお、設計図書に関する著作権は組合に帰属する。電子媒体のデータ形式については、組合と協議し決定することとし、図面データについては原則 PDF ファイルに加え DXF ファイルおよび JWW ファイルによる提出とする。	事業者は、設計計画書に基づき定期的に組合に対して設計業務の進捗状況の説明および報告を行うとともに、基本設計および実施設計の終了時に、次に示す設計図書等を組合に提出して承諾を得ること。提出する設計図書等は、最終的に事業契約書で定める。なお、設計図書に関する著作権は組合に帰属する。
５５	５　建設業務 (6)　完成時の業務 イ　完成図書の提出	事業者は、組合による完成確認に必要な次の完成図書を工事監理者が承諾のうえ、提出すること。なお、これらの図書は本施設内に保管すること。電子媒体のデータ形式については、組合と協議し決定することとし、図面データについては原則 PDF ファイルに加え DXF ファイルおよび JWW ファイルによる提出とする。	事業者は、組合による完成確認に必要な次の完成図書を工事監理者が承諾のうえ、提出すること。なお、これらの図書は本施設内に保管すること。
６６	５　植栽・外構維持管理業務 (ｱ)	敷地全体の付帯施設、構内道路、調整池、その他の外構について、機能・安全・美観上適切な状態に保つことを目的とし、点検、補修、修繕、更新等を実施すること。調整池の浚渫については、原則５年に１回実施すること。また、樹木を適正に保護・育成・管理して、美しい景観を維持すること。・・・	敷地全体の付帯施設、構内道路、その他の外構について、機能・安全・美観上適切な状態に保つことを目的とし、点検、補修、修繕、更新等を実施すること。また、樹木を適正に保護・育成・管理して、美しい景観を維持すること。・・・

項	項目番号等	修　　正　　後	修　　正　　前
７４	10　公金収納代行業務 (ｲ)	徴収した使用料は、金融機関の休日および特別の事情がない限り、当日または翌日に所定の納付書により、組合が指定する金融機関に入金すること。なお、施設利用者から徴収する使用料を確実に管理できるということを前提として、事業者提案による変更を可能とする。	徴収した使用料は、金融機関の休日および特別の事情がない限り、当日または翌日に所定の納付書により、組合が指定する金融機関に入金すること。
７４	10　公金収納代行業務 (ｳ)	公金収納代行業務の全部を第三者に委託することはできない。	公金収納代行業務　　を第三者に委託することはできない。